



北本市空き地環境保全に関する条例(抜粋)

(目的)

第 | 条 この条例は、空き地に雑草等が繁茂し、放置され、管理不善の状態にあるため、火災又は犯罪の発生の原因となり、かつ、清潔な生活環境を保持することができないことにかんがみ、これらの空き地の環境を保全し、もって住民の快適な生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で定める「空き地」とは、現に人が使用していない土地をいい、「管理不善の状態」とは、 雑草等が繁茂し、塵芥じんかいの投棄等によりそのまま放置しておくときは、火災又は犯罪の発生並び に近隣の生活環境を損なう原因となるような状態をいう。

(所有者等の義務)

第3条 空き地の所有者又は管理者(以下「所有者」という。)は、当該空き地が管理不善の状態にならないように維持管理しなければならない。

(市長の指導、助言及び勧告)

- 第4条 市長は、空き地が管理不善の状態にあるとき、又は管理不善の状態になるおそれがあるときは、当 該所有者に対しそれらの土地の雑草等の措置について必要な指導、助言をすることができる。
- 2 前項の指導、助言を行ったにもかかわらず、なお、管理不善の状態にあるときは、当該空き地の所有者に対し、環境保全について必要な措置を勧告するものとする。

(除草等の命令)

第5条 市長は、前条に定める勧告を行い、なお、履行しない者があるときは、その者に対し、雑草等の除去、 その他必要な措置を命令することができる。

越境した竹木の枝の切取り

(出典)法務省 民法の改正(所有者不明土地等関係)の 主な改正項目について

問題の所在

- 土地の所有者は、隣地の竹木の根が境界線を越えるときは自らその根を切り取ることができるが、枝が境界線を越えるときはその竹木の所有者に枝を切除させる必要がある(旧民法233)。
- ← 1. 竹木の所有者が枝を切除しない場合には、訴えを提起し切除を命ずる判決を得て強制執行の手続をとるほかないが、**竹木の枝が** 越境する都度、常に訴えを提起しなければならないとすると、救済を受けるための手続が過重
 - 2. 竹木が共有されている場合に、竹木の共有者が越境した枝を切除しようとしても、基本的には、**変更行為として共有者全員の同意が必要**と考えられており、竹木の円滑な管理を阻害

改正法

1.土地所有者による枝の切取り

越境された土地の所有者は、竹木の所有者に枝を切除させる必要があるという原則を維持しつつ、 次のいずれかの場合には、枝を自ら切り取ることができることとする(新民法233Ⅲ)。

- ① 竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき
- ② 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき
- ③ 急迫の事情があるとき
- ※ 道路を所有する国や地方公共団体も、隣接地の竹木が道路に越境してきたときは、新たな規律によって枝を切り取ることが可能。
- ※ ①の場合に共有物である竹木の枝を切り取るに当たっては、基本的に、竹木の共有者全員に枝を切除するよう催告する必要がある。もっとも、一部の 共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときには、その者との関係では②の場合に該当し、催告は不要。
- ※ ①の「相当の期間」とは、枝を切除するために必要な時間的猶予を与える趣旨であり、事案によるが、基本的には2週間程度と考えられる。
- ※ 越境された土地所有者が自ら枝を切り取る場合の費用については、枝が越境して土地所有権を侵害していることや、土地所有者が枝を切り取ることにより竹木の所有者が本来負っている枝の切除義務を免れることを踏まえ、基本的には、竹木の所有者に請求できると考えられる(民法703·709)。

2. 竹木の共有者各自による枝の切除

竹木が共有物である場合には、各共有者が越境している枝を切り取ることができる。(新民法233 II)

- →竹木の共有者の一人から承諾を得れば、越境された土地の所有者などの他人がその共有者に代わって枝を切り取ることができる。
- →越境された土地の所有者は、竹木の共有者の一人に対しその枝の切除を求めることができ、その切除を命ずる判決を得れば、代替執行(民事執行法 171 I・IV)が可能。



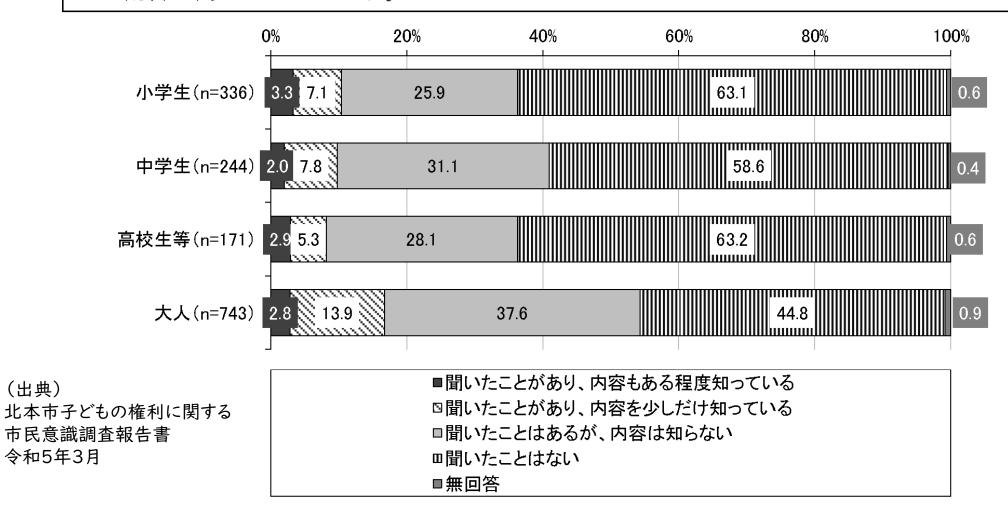
不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための措置を求める決議

- 1. いわゆるごみ屋敷等の不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例を制定すること。条例の制定にあっては、福祉的観点から生活上の諸課題の解決を図ることを基本的な方針とするとともに、支援の方法、措置の手続き、審議会の設置、費用負担、罰則等について規定すること。
- 2. 不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るために必要な人員の確保、 組織体制の整備、予算の措置、研修の実施、市民への周知啓発等を行う こと。
- 3. 居住者への支援やごみの片付け等を実施するに当たっては、行政、支援機関及び地域住民が協力・連携して取り組むことを基本とすること。

以上、決議する。

■北本市が令和3年度に制定した「子どもの権利条例」の認知度

北本市が令和3年度に制定した「子どもの権利条例」について聞いたことがあるかについては、いずれの調査でも「聞いたことはない」が最も多くなっており、小学生と高校生等では6割台となっています。一方、"内容を知っている"は大人で 16.7%と他の調査に比べて割合が高くなっています。



北本市の外国人人口と全人口に占める割合 (各年3月31日現在) 1,000 1.40% 1.23% 900 1.20% 1.04% 800 0.98% 1.00% 0.91% 700 600 0.74% 0.80% 0.68% 0.58% 0.62% 0.61% 0.63% 0.61% 0.61% 500 0.60% 804 400 684 648 601 300 0.40% 494 458 430 437 414 418 411 409 200 0.20% 100 0 0.00% H21 H18 H26 H27 H28 H29 H30 R01 R02 R03 R04 R05

主な市の 外国人割合

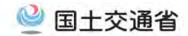
市名	割合				
蕨市	10.29%				
川口市	6.54%				
上尾市	1.94%				
鴻巣市	1.70%				
桶川市	1.40%				
北本市	1.19%				

(R5.1.1現在)

年月	栄(UR北本団地)				
十万	人口	外国人	割合		
令和3年3月末	2,896	33	1.14%		
令和4年3月末	2,907	74	2.55%		
令和5年3月末	2,849	81	2.84%		

外国人の人数が多い大字									
本宿4	{ - ·	北本4		ニツ家I		北本3	21	東間4	20
北本4	24	ニツ家I	21	東間4		北本3	18	西高尾8	17
東間I	24	北本4	24	ニツ家I	24	西高尾8	23		22

ガイドラインの概要



勧告・命令・代執行の対象となる管理不全所有者不明土地等の判断の参考となる基準や、勧告・命令・代執行の手続の基本的な考え方を示すことで、法に基づく措置の適切な実施の一助とする。

勧告・命令・代執行の対象となる管理不全所有者不明土地等の基準

- ・「管理不全所有者不明土地」は、①所有者が全員不明で、現に管理が実施されていない場合、②所有者の一部が判明しているが、その所有者が 現に管理を実施しておらず、今後も管理を実施する意向がない場合が該当。
- ・「土砂の流出又は崩壊その他の事象による災害の発生」については、周辺住民等の生命・身体や財産、土地周辺の道路等の公共施設の機能に影響を与えるか否かにより判断。
- ・「環境の著しい悪化」については、①雑草、竹木等が管理されないまま繁茂し、周辺に被害が及ぶような害虫発生の原因となり、又は火災、不法投棄等を誘起するおそれがあること、②廃棄物が放置され、周辺に被害が及ぶような悪臭の発生や汚物の流出の原因となることを想定。

(出典)国土交通省 所有者不明土地の管 理の適正化のための 措置に関するガイドラ インについて

事前準備等



勧告



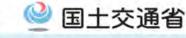
災害等防止措置命令



代執行

- ・所有者不明土地法の措置のほか、民法に基づく所有者不明土地・管理不全土地の管理命令の活用も考えられ、確知 所有者等の事情を把握し、何が最もふさわしい措置かを検討。
- ・確知所有者等に改善の意思はあるものの、対処方策が分からない等の場合、直ちに立入調査や勧告の手続を開始するのではなく、相談窓口や助成制度の紹介等により、解決を図ることも。
- 所有者が全員不明の場合、勧告の対象外。
- ・勧告に先立ち、相談窓口や活用可能な助成制度等の情報提供、助言・指導などの行政指導を実施し、まずは確知所有者による自発的な管理を促すことが重要。
- ・いつまでに何をどのようにすればいいのかを理解できるよう、講ずべき措置の内容や時期を明確に示す必要。
- ・管理不全状態の解消のための措置は、補助を受けることができるが、対策計画において、解消に向けた取組の実施について記載が必要。
- ・管理不全所有者不明土地が共有状態にある場合、確知所有者が災害等防止措置の実施に必要な共有持分を有しないときには、命令の対象外。
- ・命令は、行政争訟の対象処分になるため、不服申立てができる旨等を書面で示す必要。
- ・勧告又は命令に係る措置を実施し問題の解消が確認された場合、データベースに記録し、関係部局と共有が望まれる。
- ・対象敷地に存する残置物等については、履行の期限等までに運び出し、関係法令に従って適切に処理すべき旨を代 執行令書に明記。
- ・行政代執行法においては、代執行終了後の費用徴収のみが認められ、見積もりによるあらかじめの暫定額の徴収は 不可。

調査結果⑤(空き地の管理・利用促進のための条例について)



- 空き地の管理・利用促進のための条例は、3割強の地方公共団体で整備されている。また、このうちの約9割が規制を定めている。
- 条例で規定している規制について、行政指導・助言等は、7割超の適用実績となっている。一方で、それ以外の規制の適用実績は2割以下に止まる。

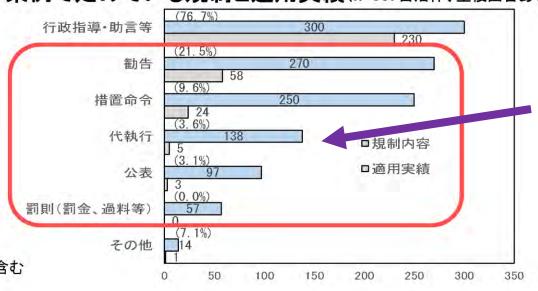
(2)条例で定めている内容(n=357自治体、重複回答あり)

①規制の規定 337 ②支援(助成以外)の規定 25 ③支援(助成)の規定 7 0 50 100 150 200 250 300 350

(出典) 管理不全土地対策に関す る調査について(空き地条 例関係等)

国土交通省 不動産·建設経済局土地政 策課

(3)条例で定めている規制と適用実績(n=337自治体、重複回答あり)



代執行 138/337 適用実績5

※空き家対象外は、空き家を対象としていない条例で、 生活環境保全分野全般等の空き地対策以外を対象とする条例も含む

(1)空き地の管理・利用促進の

ない

64.9%

(668)

ための条例の有無(n=1,029自治体)

34.

空き家対象外

25.5%

検討中

0.4%

(4)

(357)

2 自分で雑草を刈れないときは

「空き地の草刈りをしたいけど面積が大きくて手が回らない」「遠方に住んでいるためなかなか現地に行けない」など、所有地の管理にお困りではありませんか。

北本市には、自分で空き地の雑草を刈ることができない人のために、 土地所有者に代わって草刈りをする「雑草等除去委託制度(有料)」があ ります。

ご自身で空き地の管理ができない場合でも、地域の方と良好な関係を築くことで、問題にならないこともあります(空き地を花壇や畑、駐車場などで利用してもらうことで、草刈りをやってもらえるなど)。どうぞ、ご利用ください。